

議案第82号

福岡市水路使用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、水路の使用料の額を適正なものに改める必要があるによる。

福岡市水路使用料条例の一部を改正する条例

福岡市水路使用料条例（昭和31年福岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

区 分		単 位	金 額	
			1 級地区	2 級地区
電柱	第1種電柱	1本につき1年	円 2,100	円 2,100
	第2種電柱		3,200	3,200
	第3種電柱		4,400	4,400
電話柱	第1種電話柱		1,900	1,900
	第2種電話柱		3,000	3,000
	第3種電話柱		4,100	4,100
送電塔		占有面積1平方メートルにつき1年	3,800	3,800
	外径が0.07メートル未満のもの		79	79

水管, 下水道管, ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110	110
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		170	170
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		230	230
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		340	340
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		450	450
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		790	790
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,100	1,100
	外径が1メートル以上のもの		2,300	2,300
通路その他これに類するもの	宅地用通路橋（幅4メートル未満のものを除く。）	占有面積1平方メートルにつき1年	420	270
	農業用通路橋（幅4メートル未満のものを除く。）		110	73
その他	工作物を伴うもの		3,900	2,900
	工作物を伴わないもの		2,500	1,600

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 平成30年度以降の各年度においてこの条例の施行の日前から継続して水路を使用している物件について、この条例による改正後の福岡市水路使用料条例第3条の規定により算定した使用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額（以下「調整後の額」という。）を超えることとなる間は、当該物件に係る使用料の額は、調整後の額とする。

- (1) 平成30年度 当該物件についてこの条例による改正前の福岡市水路使用料条例第3条の規定により算定した使用料の額
- (2) 平成31年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた使用料の額